

第20回ユニバーサルサービス委員会 議事概要

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」については、平成19年12月18日開催の第84回情報通信審議会電気通信事業部会に諮問され、その際、根岸部会長から「当部会としては、諮問された案に対して提出された意見を踏まえ、接続に係る省令については接続委員会、ユニバーサルサービス制度に係る省令についてはユニバーサルサービス委員会において検討いただいた上で、最終的に答申をまとめる方針としたい」旨の発言があり、全会一致で当該方針をとることと決定したものの。

平成20年1月17日までの意見招請の結果、ユニバーサルサービス制度に係る省令については、ソフトバンクグループから1件意見提出があり、これを受けて、事務局である総務省においてユニバーサルサービス委員会主査である黒川教授にユニバーサルサービス委員会での今後の検討方針等について伺ったところ、「当該案件に関しては、意見の提出状況等にかんがみて、稟議をもって開催に代えることとしたいので、事務局において所要の手続きをとられたい」旨の指示があったため、これを受けて、事務局において、平成20年2月22日までの間に、ユニバーサルサービス委員会の全7名の委員に対して、配布資料を基に個別に説明の上、2月28日（木）開催予定の電気通信事業部会に案のとおり報告することについて了解を得たところ。

→ 報告書について案のとおり、2月28日（木）開催予定の電気通信事業部会に報告することとされた。

～ 以 上 ～